

環境影響評価の流れと主務省令・基本的事項の位置付け

環境影響評価の手続

【配慮書】

計画段階配慮事項の検討

配慮書手続における意見聴取

第1種事業(大規模)

全て
対象

第2種事業(準ずる規模)

対象事業となるか否かの判定
(スクリーニング)

【方法書】 評価項目・手法の選定(スコーピング)

事業者による環境アセスの実施

調査・予測・評価

環境保全措置の検討

【準備書】 → 補正 → 【評価書】

許認可等・事業の実施

【報告書】環境保全措置等の結果の報告・公表

主務省令

(具体的な内容に関する
基準や指針を規定)

計画段階配慮事項等
選定指針

計画段階意見聴取指針

第2種事業の判定基準

環境影響評価項目等
選定指針

環境保全措置指針

報告書作成指針

基本的事項

(基準・指針の基本と
なる事項を規定)

計画段階配慮事項等選定
指針に関する基本的事項

計画段階意見聴取指針
に関する基本的事項

判定基準に関する
基本的事項

環境影響評価項目等選定
指針に関する基本的事項

環境保全措置指針
に関する基本的事項

報告書作成指針
に関する基本的事項